

秋田自動車道

R 9 秋田管内のり面補強工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社
東北支社 秋田管理事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 間接工事費の変更	1
4. 材料調達に伴う変更	3
5. カーボンニュートラル推進工事	3
6. 配置技術者について	5
7. 工事用地等に関する事項	5
8. 自工区外盛土場に関する事項	6
9. 関連施設その他との関係	6
10. 作業日及び作業期間に関する事項	7
11. 関連工事に関する事項	8
12. 工程表及び履行報告に関する事項	9
13. 貸与品に関する事項	10
14. 保安に関する事項	10
15. 環境保全に関する事項	12
16. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	13
17. 現場環境改善に関する事項	14
18. 工事用プレートに関する事項	14
19. 道路構造物点検の実施	15
20. 三者協議会に関する事項	15
21. 設計変更ガイドラインの活用について	16
22. 工事変更等検討会の設置について	16
23. 工事に関する共通事項	16
24. 工事細部に関する事項	20
25. 補足事項	30

添付資料

様式－１	間接工事費計画書の提出について
様式－２	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－２ 別添	変更間接工事費計画書
様式－３	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－４	材料調達変更計画書の提出について
様式－４ 別添	材料調達変更計画書
様式－５	材料調達実績報告書の提出について
様式－６－１	カーボンニュートラル施工計画書
様式－６－２	カーボンニュートラル施工計画書（競争参加資格申請時に実施する取り組み）
様式－８	工程表
様式－９	工事履行報告
様式－１１	再生資材供給可能量の照会について
別記様式	再生資材の供給可能量の情報提供について
様式－１２	再生資材供給可能量報告書
様式－１３	工事用プレート使用状況等記録簿
様式－１４	工事記録情報 完了届
別添－１	秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	実績価格調査票の提出について

1. 工事概要

- 1-1 工事名 秋田自動車道 R9 秋田管内のり面補強工事
- 1-2 道路名 秋田自動車道
- 1-3 工事箇所 秋田自動車道 (自) 大仙市協和中淀川 (協和 I C)
緯度 39° 35' 50" 経度 140° 17' 00"
(至) 秋田市上北手古野 (秋田南 I C)
緯度 39° 39' 30" 経度 140° 11' 30"
日本海東北自動車道 (自) 秋田市河辺戸島 (秋田空港 I C)
緯度 39° 38' 10" 経度 140° 11' 00"
(至) 由利本荘市岩城内道川 (岩城 I C)
緯度 39° 32' 50" 経度 140° 4' 20"
- 1-4 施工内容
- | | |
|-----------|---------------------|
| 構造物掘削 | 1,301m ³ |
| かご枠工 | 671m |
| 水抜きボーリング工 | 4,669m |

1-5 施工地域区分

本工事の実施場所の施工地域区分は以下のとおりである。

- ・市街地部 (D I D 地区及びこれに準ずる地区) が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

3. 間接工事費の変更

3-1 対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

(1) 営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

(2) 労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

- (3) 上記(1)(2)に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

3-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

3-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書3-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

3-4 間接工事費の増加費用の協議

- （1）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書（様式-2別添）及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。
- （2）監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （3）受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-3）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

3-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- （1）共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- （2）現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- （3）間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。
- （4）全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

3-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

3-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4. 材料調達に伴う変更

4-1 対象となる資材等

骨材については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-4・様式-4別添）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	資材名	規格	調達地域等
かご枠工 A	骨材	割栗石	秋田県秋田市

※調達地域から調達することを想定

見積活用対象 単価表の項目	資材名	規格
かご枠工 B	骨材	割栗石

4-2 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

5. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評価（以下、「成績評価」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

5-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- （1）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （2）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式-6-2）に記

載し、監督員に提出しなければならない。

(3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組みとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

5-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は競争参加申請時に取り組みとした内容の他に更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書(様式-6-1)に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

5-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の(1)～(5)のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行い、実施が確認できる取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 発注者が費用を計上していない取り組み
- (4) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

5-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「5-1」及び「5-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「5-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「5-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

5-5 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により確認するものとする。

5-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取組みに要する費用は、受注者の負担とする。

6. 配置技術者について

6-1 配置技術者の経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

6-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書 1-7-3「現場代理人の配置」（４）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

秋田自動車道 湯田 I C から能代南 I C を通過する市町村及び隣接する市町村

日本海東北自動車道 岩城 I C から河辺 J C T を通過する市町村及び隣接する市町村

東北中央自動車道 湯沢 I C から横手 I C を通過する市町村及び隣接する市町村

7. 工事用地等に関する事項

7-1 工事用地等の確保

契約書第 16 条第 1 項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能時期（用地の確保が完了する時期）は下表のとおりである。

受注者は使用可能時期以前に当該工事用地等を使用してはならない。

所在地	面積	使用可能時期	備考
秋田市河辺戸島	約35m ²	工事期間中	No. 3 KP101. 297～101. 340付近
秋田市河辺戸島	約105m ²	工事期間中	No. 3 KP101. 394～101. 431付近
秋田市河辺戸島	約900m ²	工事期間中	No. 3 KP101. 299～101. 399付近
秋田市上北手古野寺田	約2500m ²	工事期間中	No. 5 KP106. 413～106. 513付近
秋田市下浜名ヶ沢浜屋敷	約2500m ²	工事期間中	No. 7 KP9. 906～9. 769付近
由利本荘市岩城勝手	約50m ²	工事期間中	No. 9 KP12. 392～12. 371付近
由利本荘市岩城勝手	約20m ²	工事期間中	No. 9 KP12. 328～12. 320付近
由利本荘市岩城内道川	約110m ²	工事期間中	No. 13 KP16. 249～16. 221付近

なお、上記に示す時期は現時点での予定であり、変更が生じた場合は別途監督員から指示するものとする。

8. 自工区外盛土場に関する事項

8-1 自工区外盛土場

8-1-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「位置図」に示す箇所とし、その名称及び盛土可能量は、下表のとおりとする。

番号	名称	当該工事盛土可能量	摘要
1	秋田自動車道 横手工事 美砂古沼 盛土場	約1,500m ³	受入れ可能時期と土量是要確認

8-1-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
1	秋田自動車道 横手工事	(株)鴻池組・西武建設(株) 横手工事 J V	

8-1-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

8-1-4 補償費等

位置図に示す番号1の自工区外盛土場の補償費等は無償とする。

8-1-5 搬出先の変更

搬出先箇所を変更する必要があるが生じ、監督員が必要と認めてこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

9. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路・鉄道関係

位置	路線名	管理者名	摘要
秋田道 100.8KP 付近側道	法定外公共物（道路敷）	秋田市	No. 1
秋田道 101.2KP 付近側道	法定外公共物（道路敷）	秋田市	No. 2
日東道 9.6KP 付近側道	法定外公共物（道路敷）	由利本荘市	No. 6
日東道 9.8KP 付近側道	法定外公共物（道路敷）	由利本荘市	No. 7

(2) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘要
日本海東北自動車道 秋田空港 I C～岩城 I C	秋田県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(3) 電力、通信施設関係

位置	路線・施設名	管理者名	摘要
秋田自動車道 協和 I C～秋田南 I C	光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	埋設及び添架 NO. 4
日本海東北自動車道 河辺 J C T～岩城 I C	メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	埋設及び添架 NO. 4, NO. 9
		国土交通省	埋設及び引込柱 NO. 13

(4) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

10. 作業日及び作業期間に関する事項

10-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間	日数	区間	摘要
毎年4月下旬～5月上旬	約10日間	日本海東北自動車道 秋田空港IC～岩城IC	ゴールデンウィーク
毎年8月上旬～8月中旬			夏期混雑期等
毎年8月最終土曜日	約1日間		大曲花火競技大会
毎年12月下旬～1月上旬	約10日間		年末年始

なお、上記に示す期間及び日数は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

10-2 冬期休止期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、11月16日から翌年3月31日までの期間は冬期休止期間として、現場作業を行ってはならない。やむを得ず現場作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬期休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬期休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

10-3 交通規制可能時間

交通規制可能時間は下表に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(1) 日本海東北自動車道

上下別	施工区間	路肩規制 可能時間帯
上・下	秋田空港IC～岩城IC	6:00～18:00

10-4 工期に関する事項

10-4-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-12 「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日間（まで）

11. 関連工事に関する事項

11-1 関連工事

契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
保全工事業務等の実施に関する 年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネスコ・メンテナンス東北
保全点検業務等の実施に関する 年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネスコ・エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に関する 年度協定 ・通信施設保全管理業務 ・管理施設保全工事業務	交通規制調整 工程調整	通年	当社	(株)ネスコ東日本エンジニアリング
秋田自動車道 細内川橋耐震補強工事	交通規制調整	令和6年2月23日～ 令和10年7月29日	当社	ショーボンド建設株式会社
秋田自動車道 R7秋田管内のり面補強工事	交通規制調整	令和6年10月16日～ 令和10年1月28日	当社	奥山ボーリング株式会社
秋田自動車道 R8秋田管内のり面補強工事	交通規制調整	令和8年3月25日～ 令和11年2月6日	当社	東興ジオテック(株)
東北支社管内 ETC設備増設工事	交通規制調整	令和6年4月24日～ 令和12年1月23日	当社	(株)関電工

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
秋田自動車道 R8秋田管内舗装補修工事	交通規制調整	令和8年2月28日～ 令和9年9月20日	当社	大林道路㈱
秋田自動車道 横手工事	盛土場調整	令和6年12月27日～ 令和11年11月30日	当社	(株) 鴻池組・西武 建設(株) 横手工 事JV

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に秋田管理事務所で行う規制調整会議（毎月１回）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者との調整に協力するものとする。

1 2. 工程表及び履行報告に関する事項

1 2 - 1 工程表

1 2 - 1 - 1 工程表

共通仕様書 1 - 1 9 - 2 「工程表の提出」に規定する工程表は様式－８のとおりとし、記入方法は下記のとおりとする。

- (１) 準備工・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (２) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- (３) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- (４) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
No.1工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.2工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.3工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.4工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.5工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.6工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.7工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.8工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管、のり面補修工
No.9工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.10工区	水抜きボーリング工、用排水管
No.11工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管、のり面補修工
No.12工区	かご枠工、水抜きボーリング工、用排水管
No.13工区	水抜きボーリング工、用排水管
雑 工	上記以外

1 2 - 2 履行報告

共通仕様書 1 - 1 9 - 3 「履行報告」に規定する履行報告は様式－９及び本特記仕様書 1 2 - 1 - 1 「工程表」に示す工程表に下記のとおり記入し報告するものとする。

- (1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 3. 貸与品に関する事項

1 3-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。貸与品の管理に当たっては契約書第15条の規定による他、「維持補修用機械貸与規則」に基づいて適正に管理しなければならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	—	秋田管理事務所	工事期間中 (冬期休止期間を除く)
車載式標識	車載用LED標識	—		
矢印板、ラバーコーン、規制標識	設計図による	1 式		
標識等安全施設		—		

数量を「—」表記としているものは貸与不可のものとなるため、受注者にて用意するものとし、これに要する費用は関連する単価項目に含むものとする。

1 4. 保安に関する事項

1 4-1 工事用車両の区別

共通仕様書1-25-2「交通安全」(2)に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図

秋田自動車道 R9秋田管内のり面補強工事 工 事 用 車 両 受注者名 (□□)

材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1 4－2 標識等の設置

共通仕様書 1－2 5－1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

1 4－3 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員（現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。）を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

1 4－4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 4－4－1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、KDDI ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和 3 年 7 月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 4－4－2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 4－5 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 4－6 工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

1 4－7 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 4－8 工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工ならびに関係者間における情報の共有を目的として秋田管理事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。ただし、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 4－9 保安に関する費用

本特記仕様書 1 3－1 「工事用車両の区別」、2 「標識等の設置」、3 「現場内の安全整備」、4 「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」（試掘に関する費用は除く）、5 「飛散防止対策」、6 「工事に使用する移動用発電設備等について」、7 「交通規制内の作業員の安全対策」、8 「工事着手前安全検討会」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 5．環境保全に関する事項

1 5－1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 5－2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ、監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 5－3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

15-4 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

15-5 環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

16. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項

16-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
4-(23) かご砕工 A	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 90m ³	
4-(23) かご砕工 B			
特-(2) のり面補修工 A	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 170m ³	
特-(2) のり面補修工 B			

(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-11)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

- 1) 再生骨材等にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内の再資源化施設とする。
- 2) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-12)し、その指示に従うものとする。

16-2 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
建設発生土	NO.1~NO.9 NO.11~NO.12	捨土掘削 のり面補修工	約1,500m ³	本特記仕様書8-1自工区外盛土場に関する事項による

(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。

16-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場

合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

17. 現場環境改善に関する事項

17-1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。
なお、本件に関する取組みについては、本特記仕様書5.に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策（警報機等）
地域連携	社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）

18. 工事用プレートに関する事項

- (1) 発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請により通用区間において反復利用可能な有料道路自動料金収受システム（ETC）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から1ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要な添付書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

通用区間	交付対象車両
日本海東北自動車道 秋田空港IC～岩城IC	・骨材、廃材処理、仮設材の運搬車 ・交通規制の設置、撤去に関わる標識車、規制資材運搬車

- (2) 工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式-13）を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。
- (3) 工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。
- (4) (1)に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能

となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議をするものとする。

19. 道路構造物点検の実施

19-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書1-17-3「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和8年4月）」（以下「点検要領」という）第1編「総則」第4章「点検の対象構造物」に基づき、土工構造物とする。

19-2 点検手法

点検は、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2編「各種点検」第1章「初期点検」に基づき行うものとする。

なお、のり面については、のり面の整形時又はのり面对策工の施工前に目視による外観検査を行うものとする。

19-3 点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

19-4 検査の記録

点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の結果及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

19-5 費用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領に記載されている手法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書19-1「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すること。それに伴い監督員が必要と認めて点検手法の変更や点検箇所の追加を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

20. 三者協議会に関する事項

20-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確

保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を開催することを予定している。

1) 秋田管内ののり面対策工設計における脆弱盛土対策に関する事項

20-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「秋田自動車道 R9秋田管内のり面補強工事 三者協議会協定書(案)」に基づき、協定書を締結しなければならない。

20-3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

20-4 三者協議会の開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

21. 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和8年7月 東日本高速道路㈱）」を参考にすること。なお、設計変更ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

22. 工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

23. 工事に関する共通事項

23-1 技術提案に関する事項

23-1-1 技術提案の履行義務

契約締結前の調達手続中に受注者が提出した技術提案は履行義務が生じるものとし、原則として変更又は消滅は認めない。ただし、発注者が採用しないと通知した技術提案は履行してはならない。なお、受注者は、履行義務を負う技術提案に関して、工事目的物の形状変更に伴い、技術提案の数量が変動する場合、増加する技術提案数量の履行義務は負わない。なお、同一構造物など、技術提案の履行部分の分離が不可能な場合は、監督員と協議の上、取り扱いを定めるものとする。

契約締結後、技術提案の前提条件に影響を及ぼす事象が発生し、やむを得ず提案の履行が困難となるおそれがある場合には、受注者は速やかに監督員と協議する。協議の後、技術提案の変更又は消滅する場合は、監督員より工事打合せ簿にて通知する。

(1) 技術提案の消滅

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、受注者に責によらない事由により技術提案の履行が困難と認められた場合に限り、技術提案の履行義務を消滅することができるものとする。

(2) 技術提案の変更

監督員は、受注者との協議の後、発注者が定める所定の技術的審査を経て、変更提案の内容が合理的な理由でかつ当初の提案を下回らないと認められた場合に限り、技術提案の内容は変更できるものとする。なお、技術提案の変更に要する費用の変更は原則行わない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・変更する合理的な理由に、設計図書等を示された条件変更的要素を含む場合。

変更提案の内容については、共通仕様書「1-65 VE提案に関する事項」として取り扱わないものとする。

2.3.1.2 技術提案の履行報告

受注者は、技術提案内容の履行が完了した際は、履行内容を取りまとめ監督員に報告する。また、履行途中であっても、共通仕様書「1-30 検査及び立会い」、「1-44 工事の出来形部分の確認及び検査」、「1-46 一部しゅん功検査」又は「1-50 中間技術検査」に示す検査において監督員又は検査員が履行状況の確認を求めた場合は、履行状況を報告しなくてはならない。

2.3.2 熱中症予防に係る対策費用

2.3.2.1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2.3.2.2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表-1に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表-1に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表-1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2.3.2.3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2.3.2.4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間

① 実施状況が確認できる資料

② 支払実績が確認できる資料

23-3 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

23-4 快適トイレ

23-4-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

23-4-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）

については仕様を満たしていればより快適に使用できるとされる項目であり必須ではない。

なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする

	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、証明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

2 3 - 4 - 3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 3 - 4 - 4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで57,000円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各1基ずつ2基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

2 3 - 5 クマ対策に係る対策費用

2 3 - 5 - 1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2 3 - 5 - 2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2 3 - 5 - 3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

（必要に応じて記載）なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による理工対象であることを報告書内に明記するものとする。

① クマ対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

23-6 社会情勢の変化に伴う費用の協議

23-6-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

23-6-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、23-6-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

23-6-3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

24. 工事細部に関する事項

24-1 施工計画書

24-1-1 施工計画書の提出

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。

（16）光通信ケーブル等損傷事故防止対策

2 4 - 2 構造物掘削

2 4 - 2 - 1 種別

共通仕様書 2 - 8 - 1 定義に規定する構造物掘削の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
構造物掘削 普通部 A	1) かご枠設置における土砂の掘削・積込み 2) 建設発生土を自工区外盛土場への運搬 ※施工は機械掘削・土質区分は「土砂 B」とする	NO. 1・NO. 2・NO. 5 NO. 6・NO. 7・NO. 8
構造物掘削 普通部 B	1) かご枠設置における土砂の掘削・積込み（モノレール）・積込み（運搬車両） 2) 建設発生土を自工区外盛土場への運搬 ※施工は人力掘削・土質区分は「土砂 B」とする	No. 3・No. 4・No. 9 No. 11・NO. 12

2 4 - 2 - 2 支払

共通仕様書 2 - 8 - 1 1 支払に以下の項目を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
2 - (6)	構造物掘削	
	普通部 A	m 3
	普通部 B	m 3

2 4 - 3 かご枠工

2 4 - 3 - 1 種別

共通仕様書 4 - 2 5 - 1 定義に規定するかご枠工の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
かご枠工 A	設計図書に従い、機械施工を主として盛土のり尻補強を兼ねた盛土内浸透水排除工として設置する鋼製かご枠の組立・据付（3 段）、中詰材の充填、かご枠背面の埋戻しを行うものをいう。	
かご枠工 B	設計図書に従い、人力施工を主として現場内小運搬（モノレール）により資材搬入を行い、盛土のり尻補強を兼ねた盛土内浸透水排除工として設置する鋼製かご枠の組立・据付（3 段）、中詰材の充填、かご枠背面の埋戻しを行うものをいう。	

2 4 - 3 - 2 材料

共通仕様書 4 - 2 5 - 2 材料に以下の項目を追加及び変更するものとする。

かご枠工に使用する材料は設計図書及び次のとおりとする。

(1) 鋼製かご枠

かご枠寸法は、長さ 2, 0 0 0 mm、高さ 5 0 0 mm、幅 1, 2 0 0 mm 及び長さ 1, 0 0 0 mm、高さ 5 0 0 mm、幅 1, 2 0 0 mm とし、めっき処理済みの材料とする。なお、前面勾配は 1 : 1. 0 とする。

(2) 止め杭

止め杭は J I S G 3 4 4 4（一般構造用炭素鋼鋼管）の規定に適合するものでなければならな

い。また、防せいは溶融亜鉛めっきを施すものとし、亜鉛の付着量は、J I S H 8 6 4 1（溶融亜鉛めっき）のH D Z T 3 5 同等以上の規定に適合しなければならない。

2 4 - 3 - 3 施工

共通仕様書 4 - 2 5 - 3 施工を以下の項目に変更するものとする。

- (1) かご枠は堅固な地盤に据付けるものとし、平坦性などに留意して施工を行うものとする。また、中詰材を十分に充填し、設計図書に示された断面形状に仕上げなければならない。
- (2) 背面埋戻しは、鋼製のかご枠の背面と盛土の間にクラッシャーラン（C-4 0）を投入し、排水の阻害とならない程度の転圧・整形を行い仕上げるものとする。なお、これによりがたい場合は別途監督員と協議し定めるものとする。
- (3) 止め杭は最下段に打ち込み、かご枠がのり尻部に確実に固定され、容易にズレ等の発生が起きないように適切に施工するものとする。
- (4) 吸出し防止材の重なりは羽重ねとし、重ね幅は 1 0 cm 以上とする。
- (5) 基礎材は、材料を敷きならし、締固め機械で十分に突固め所定の厚さに仕上げるものとする。

2 4 - 3 - 4 支払

共通仕様書 4 - 2 5 - 5 支払に以下の項目を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (2 2)	かご枠工	
	A	m
	B	m

2 4 - 4 水抜きボーリング工

2 4 - 4 - 1 種別

共通仕様書 4 - 2 6 - 1 定義に規定する水抜きボーリング工の作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作業内容	備考
水抜きボーリング工 A	設計図書に従い、盛土のり面の安定を目的として、地表面からの水抜き横ボーリング及び保孔管挿入・設置を行うことをいう。	
水抜きボーリング工 B	設計図書に従い、現場内小運搬（モノレール）により資材搬入を行い、盛土のり面の安定を目的として、地表面からの水抜き横ボーリング及び保孔管挿入・設置を行うことをいう。	

2 4 - 4 - 2 支払

共通仕様書 4 - 2 6 - 5 支払に以下の項目を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (2 3)	水抜きボーリング工	
	A	m
	B	m

2 4 - 5 用排水構造物工

2 4 - 5 - 1 材料

共通仕様書 5 - 4 - 1 材料に以下の項目を追加するものとする。

(6) パイプ固定用アンカーピン

パイプ固定用アンカーピンに使用する材料は、D 1 0 溶融亜鉛メッキ仕様 H D Z T 7 7 とする。

2 4 - 6 立入防止柵撤去設置工

2 4 - 6 - 1 種 別

共通仕様書 1 5 - 9 - 2 種別及び発生材の処理に下表を追加するものとする。

単価表の項目	区分内容
立入防止柵撤去設置工 一般型非積雪地用	一般型非積雪地用の既設立入防止柵を撤去し、撤去した立入防止柵の材料を再設置するもの。
立入防止柵撤去設置工 A	設計図書のとおり、既設の立入防止柵（支柱φ76.3mm・@1500mm）・シカ対策（嵩上げ支柱φ48.6mm・@1500mm・鉄線φ4.0mm）を撤去し、撤去した立入防止柵・シカ対策材料を再設置するもの。
立入防止柵撤去設置工 B	設計図書のとおり、既設の立入防止柵（一般型非積雪地用）・シカ対策（支柱φ48.6mm・@2000mm・鉄線φ4.0mm）を撤去し、撤去した立入防止柵・シカ対策材料を再設置するもの。
立入防止柵撤去設置工 C	設計図書のとおり、既設の立入防止柵（支柱φ76.3mm・@1500mm）・シカ対策（支柱φ76.3mm・@1500mm・有刺鉄線φ2.0mm）を撤去し、撤去した立入防止柵・シカ対策材料を再設置するもの。
立入防止柵撤去設置工 D	設計図書のとおり、既設の立入防止柵（一般型非積雪地用）・シカ対策（支柱@2000mm・溶接金網φ4.0mm 150mm×150mm）を撤去し、撤去した立入防止柵・シカ対策材料を再設置するもの。
立入防止柵の出入口撤去設置工 一般型非積雪地用	一般型非積雪地用の既設立入防止柵の出入口を撤去し、撤去した立入防止柵の出入口材料を再設置するもの。

受注者の責によらず撤去材が再使用できない場合は、監督員の指示によるものとし、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 4 - 6 - 2 施 工

撤去を行う際は慎重に行うものとし、受注者の明らかな過失により撤去材に損傷を与えた場合は、受注者の責任により補修を行うものとする。なお、受注者は撤去完了後、構造物等の状態について監督員の確認を受けるものとする。

24-6-3 支払

共通仕様書15-9-5 支払に以下の項目を追加するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
15-(11)	立入防止柵撤去設置工	
	A	m
	B	m
	C	m
	D	m

24-7 交通規制工

24-7-1 種別

共通仕様書19-3-2 「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の工事内容	規制時間 (拘束時間※1)	備考
路肩規制 A	日本海東北自動車道 上下線 秋田空港IC～岩城IC (2,000～2,500台/日未満)	捨土掘削 かご枠工 水抜きボーリング工 用排水管 立入防止柵撤去設置工	7:30～17:00 (6:00～18:00)	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

- ① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ () 内の時間は、規制機材設置（移動含む）から規制機材撤去（移動含む）を示す。
- ④ なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間等が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

24-7-2 施工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

24-7-3 材料

交通規制に使用する規制機材等は設計図に示すとおりとする。

24-7-4 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3 「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書（様式第25号）は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

24-7-5 支払

共通仕様書19-3-5 支払に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
	交通規制工	
19-(1)	路肩規制 A	回

24-8 のり面補修工

24-8-1 定義

のり面補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、盛土のり面の補修をすることをいう。

24-8-2 種別

のり面補修工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	施 工 内 容
のり面補修工 A	N0.8工区において下記を行うもの。 (1) 機械掘削を主として対象のり面範囲を段切り状に掘削・積込み・自工区外盛土場へ運搬 (2) 掘削したのり面に不織布を設置 (3) 再生クラッシャーラン（RC-40）を用いて埋戻す (4) 埋戻し後にのり面仕上げを行う
のり面補修工 B	N0.11工区において下記を行うもの。 (1) 人力掘削を主として対象のり面範囲を段切り状に掘削・積込み（モノレール）・積込み（運搬車両）・自工区外盛土場へ運搬 (2) 掘削したのり面に不織布を設置 (3) 再生クラッシャーラン（RC-40）を用いて埋戻す (4) 埋戻し後にのり面仕上げを行う

24-8-3 施工

のり面補修の施工に当たっては設計図書・監督員の指示及び下記に従い正常な盛土のり面に過度な損傷を与えないように施工する。また、施工方法、品質管理方法を記載した計画書を監督員に提出するものとする。

- (1) 本施工箇所の既設のり面を設計図書及び監督員の指示に従い、周辺のり面・路肩等を注視しながら丁寧に掘削を行い、掘削残土の処理方法は、本特記仕様書16.再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項によるものとする。

なお、既設のり面側には段切りを施すものとし費用に含まれるものとする。

- (2) のり面補修の埋戻し材は、再生クラッシャーラン（RC-40）を使用し掘削面には不織布の吸出し防止材を設置すること。吸出し防止材の重なりは羽重ねとし、重ね幅は10cm以上とする。なお、のり面補修に使用する埋戻し材の締固めは、土木施工管理要領Ⅲ、盛土工の下部路体（土砂）に準ずるものとする。

24-8-4 数量の検測

のり面補修工の数量の検測は設計数量（m³）で行うものとする。

24-8-5 支払

のり面補修工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³当たりの契約単価で行うものとする。

のり面補修工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、運搬、材料の購入、敷均し、含水比の調整、締固め、のり面整形及び仕上げ等ののり面補修の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１）	のり面補修工	
	A	m ³
	B	m ³

24-9 撤去設置工

24-9-1 定義

撤去設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って既設構造物の撤去・再設置することをいう。

24-9-2 種別

撤去設置工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
撤去設置工 D s - P u l ・ a ・ b	既設のプレキャストコンクリートU型側溝を撤去し、撤去した材料を再設置するもの。	
撤去設置工 小動物侵入対策 A	既設の小動物侵入対策を撤去し、撤去した材料を再設置するもの。	

単価表の項目のa・bは用排水溝の寸法（m）を示す。

また、受注者の責によらず撤去材が再利用できない場合は、監督員の指示によるものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

24-9-3 施工

（１）撤去

既設構造物（D s - P u l ・ a ・ b、小動物侵入対策）の撤去に際しては、丁寧に撤去するものとする。

なお、事前調査において既設構造物に破損が見られた場合は監督員に報告し、その指示に従うものとする。

（２）再設置

既設構造物（D s - P u l ・ a ・ b）の再設置に際し、共通仕様書 第5章用排水構造物工 5-4-2 施工及び用排水構造物標準図集に従うものとする。

既設構造物（小動物侵入対策）の再設置に際し、撤去した材料を丁寧に扱い緩みのないよう強固に取付けるものとする。

24-9-4 数量の検測

撤去設置工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

24-9-5 支払

撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、一時保管、撤去材の再設置、埋戻し、締固め、接合部又は取付部の施工等撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（2）	撤去設置工	
	D s - P u l ・ a ・ b	m
	小動物侵入対策 A	m

24-10 試掘工

24-10-1 定義

試掘工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、光通信ケーブル等の埋設物の位置を把握するための小規模掘削を行うことをいう。

24-10-2 種別

試掘工の単価表の項目の種別は下記のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
試掘工 A	工事箇所において、作業実施前に埋設されている光通信ケーブル、メタル通信ケーブル、電源ケーブルの位置を把握するため、人力による試掘を行うもの。（約0.06 m ³ /箇所）	

24-10-3 施工

試掘工の施工は下記によるものとする。

- （1） 試掘の実施にあたって、監督員及び通信ケーブル等損傷事故防止監理者による立会のもと行うものとする。
- （2） 人力掘削、養生及び人力埋戻しにあたっては、ケーブルに損傷を与えないよう慎重かつ丁寧に行うものとする。
- （3） 試掘の結果は、工事完了までケーブルの位置及び深さ等が現場で確認できるような措置を講ずるものとし、施工計画書に記載するものとする。

24-10-4 数量の検測

試掘工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

24-10-5 支払

試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う人力掘削、土のうによる埋設管（ケーブル）の養生、土のう撤去、人力埋戻し等試掘工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（3）	試掘工	
	A	箇所

24-11 路上作業安全講習に関する事項

24-11-1 定義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

24-11-2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- （1）受講者数 1回あたり50人以内
- （2）講師 ㈱ネクスコ・パトロール東北 社員
- （3）費用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- （4）実施日 別途監督員より指示
- （5）講習場所 別途監督員より指示
- （6）受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- （7）内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5 時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用方法、旗振り及び合図方法	1.0 時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3.0時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1-25-1（5）に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。

24-11-3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- （1）交通規制内で作業を行う者
- （2）交通規制出入りを監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- （3）主任（監理）技術者
- （4）保全安全管理者

24-11-4 路上作業安全講習計画書等の提出

受講にあたっては、路上作業安全講習の内容及び時期を記載した計画書を監督員へ提出するものとする。また、路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。

24-11-5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

24-11-6 支 払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	路上作業安全講習	回

24-12 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、下表のとおりとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮設材運搬費 A	かご枠工 A の施工に必要な仮設材（敷鉄板）の運搬に要する費用をいう。
仮設材運搬費 B	かご枠工 B の施工に必要な仮設材（敷鉄板）の運搬に要する費用をいう。
現場内小運搬費	構造物掘削 普通部 B、かご枠工 B、水抜きボーリング工 B、のり面補修工 B の施工に使用する土砂・資機材運搬に必要なモノレールの賃料・架設撤去等に要する費用をいう。
足場工費 A	水抜きボーリング工 A の施工に必要な単管足場に要する費用をいう。
足場工費 B	水抜きボーリング工 B の施工に必要な単管足場に要する費用をいう。
敷鉄板費 A	かご枠工 A の施工に必要な仮設工に要する費用をいう。
敷鉄板費 B	モノレール運搬施工に必要な仮設ヤードに要する費用をいう。

2 5．補足事項

2 5－1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

- (1) 工事用道路及び足場等の施工のための伐採・処分等を追加する場合がある。
- (2) 光通信ケーブル等埋設物探査の結果等により試掘等を追加する場合がある。
- (3) 搬入路の整備を追加する場合がある。

2 5－2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1－5 1－2 「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和 8 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式－1 4）」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

2 5－3 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

2 5－4 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報
- (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

2 5－5 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（本特記仕様書別添－2）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

監督員
_____ 殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費計画書の提出について

(工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事

標記工事について、特記仕様書「3. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事

標記工事について、特記仕様書「3. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 年 月 日

2. 契約番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 工 期

1) 当初工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日
2) 変更工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日

4. 協議額

¥ 円

(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳

別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

(工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事

年 月 日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事

標記工事について、工法変更指示書N o. ○○○に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・材料調達変更計画書

以 上

材料調達変更計画書

(工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

材料調達実績報告書の提出について

(工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等 No.	調達年月日	調達数量	調達単価	資材調達金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5) × (6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

以 上

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事
受注者名	
提案項目	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/hの削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

[illegible]

令和 年 月分工事履行報告

(工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工
 受注者 ○○株式会社
 現場代理人 ○○ ○○
 契約金額

工期 自) 年 月 日 (〇〇〇日間)
至) 年 月 日

項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計 出来高 (%)	前月 出来高 (%)	今月 出来高 (%)	摘要
準備工							
N0. 1							
〇〇							
〇〇							
N0. 13							
雑工							
後片づけ							
全体							

年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管 理 責 任 者 〇 〇 〇 〇 殿

会社名 〇〇株式会社
現場代理人 〇〇 〇〇

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 秋田自動車道 R9秋田管内のり面補強工事
2. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 発注者： 東日本高速道路(株) 東北支社 秋田管理事務所
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	摘要指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
会社名：
TEL：
FAX：
担当：

以 上

(別記様式)

宛先：〇〇建設株式会社

〇〇リサイクルセンター 〇〇工場
担当者：〇〇 〇〇

再生資材の供給可能量の情報提供について（〇月〇日現在）

材料名	原材料	適用指針等	供給可能量（m ³ ）	単位
再生クラッシャーラン	コンクリート塊			m ³
	アスファルト塊			
	その他			
再生密粒度アスファルト混合物 13 F		舗装再生便覧による		

添付資料 品質証明書

監督員 _____ 殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

再生資材供給可能量報告書

工事名 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事

使用時期	利用用途	使用数量 (m ³)	再資源化施設供給可能数量			備考
			○○社	××社	△△社	
○○年○月	STA○○+○○ 構造物基礎材	80	60	－	×	

×：要求される品質が確保されない場合
－：供給不可の場合

監督員 _____ 殿

年 月 日

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事用プレート使用状況等記録簿（○年○月分）

工事名 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補

プレート番号	使用日（通常業務：○ 緊急業務：△ その他：□）																																プレートの保管場所 （施錠がされていれば○、されていなければ×を記載）	備考
	日 曜	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水		
例) 1111111111111111	/	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	□		○	○	○	現場事務所金庫（○）	○/20 地震発生による現場点検で使用 ○/26 通常業務で使用したが、使用者の過失により区間外走行
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	

※通常業務以外（区間外走行等含む）で使用した場合には備考欄に簡潔に内容を記載すること。
※不必要な文字は消して使用すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路(株) 東北支社 秋田管理事務所		
工事件名	秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事		
No.	工種名	工事情報 (テーブル名)	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

秋田自動車道 R9秋田管内のり面補強工事工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

秋田自動車道 R9秋田管内のり面補強工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱東北支社秋田管理事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及びパシフィックコンサルタンツ（株）（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱秋田管理事務所に置き改良Ⅲ課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名) 秋田自動車道 R 9 秋田管内のり面補強工事
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする